企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。
なお、本業務に係る契約の相手方の決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年３月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

令和８年３月２日（月）
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局相武国道事務所長　宮本　雄一

１．業務概要
⑴業務名　Ｒ８Ｇ相武国道事務所管内ラジオ広報業務
⑵業務内容
本業務は、相武国道事務所管内の規制（通行止め）情報についてラジオＣＭ放送等を行い地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を、東京都内及び神奈川県内に提供するものである。
⑶履行期限　令和９年３月２６日

２．企画競争参加資格要件
企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。
⑴警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
⑶令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基

づき(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

(5)企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6)企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

(7)企画提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（企画競争実施にかかる説明書参照）

(8)配置予定技術者（主たる担当者）については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成２７年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有すること。

・同種業務：道路事業に関して、ラジオ広報を行った業務

・類似業務：公共事業に関して、ラジオ広報を行った業務

(9)配置予定技術者（主たる担当者）については、令和８年４月１日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が５億円未満かつ１０件未満あること。手持ち業務とは、主たる担当者として従事している業務。

３．手続等

(1)担当部局

〒１９２－００４５　東京都八王子市大和田町４－３－１３

国土交通省関東地方整備局　相武国道事務所　経理課　契約係

電　話：０４２―６４３－２００３

電子メール：ktr-sobu_keiyaku@mlit.go.jp

(2)企画競争実施にかかる説明書の交付期間、場所及び方法

①交付場所及び方法

交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記（１）に申し出ること。

ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記（１）に事前連絡を行うこと。

また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

②窓口での交付期間

令和８年３月２日から令和８年３月１６日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで。（最終日は１６時まで。）

(3)企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和８年３月１６日（月）１６時００分

提出場所：上記(1)に同じ。

提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を企画提案書等に必ず記載すること。

⑷企画提案に関するヒアリングの有無

提出された企画提案書についてヒアリングは実施しない。

⑸企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

４．その他

⑴手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵関連情報を入手するための照会窓口　３．⑴に同じ。

⑶企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

⑷企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

⑸企画提案書の提出者は、提案書の作成に当たっては、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類（以下「提案書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

⑹企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

⑺特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

⑻提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

⑼その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。